



4月1日～10月31日 土曜・日曜・休日
市道仙台城跡線が相互通行となります



令和7年度まで市道仙台城跡線は、八木山方向に向かう一方通行の交通規制（4月1日から10月31日、土曜・日曜・休日、午前9時から午後5時）が設けられていましたが、交通状況や要望等を鑑みて廃止することとなりました。

一方通行の交通規制が廃止されたことで、上記期間も相互通行できるようになります。

なお、ゴールデンウィーク等の交通渋滞が予想される期間は、一時的な交通規制が設けられる場合があります。